

令和7年6月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和7年6月30日（月） 開会 午前10時
閉会 正午

場所 第2委員会室

出席委員 岡田静佳委員長
逢澤圭一郎副委員長
栄寛美委員、鈴木まさひろ委員、浅井明委員、小久保憲一委員、
梅澤佳一委員、高橋政雄委員、細川威委員、小川寿士委員、塩野正行委員、
八子朋弘委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
岸田正寿福祉部長、鈴木康之福祉部副部長、山口達也地域包括ケア局長、
尾崎彰哉こども政策局長、茂木誠一福祉政策課長、浅見洋社会福祉課長、
今井隆元地域包括ケア課長、草野敏行高齢者福祉課長、
小松素明ねりんピック推進課長、関根健障害者福祉推進課長、
平明夫障害者支援課長、田中康博福祉監査課長、瀧澤幸子こども政策課長、
山崎高延こども支援課長、多久島康寿こども安全課長、
西山幸範こども安全課児童虐待対策幹

[県民生活部]

高野正規スポーツ振興課長

[保健医療部]

鈴木久美子疾病対策課長

[産業労働部]

野本真就業支援課副課長、梶村将産業人材育成課副課長

[教育局]

楠奥佳二特別支援教育課主席指導主事

会議に付した事件

障害者への支援について

鈴木委員

- 1 3ページの難病患者への支援に関して伺う。資料から、指定難病医療給付受給者の対象者数は57,103人であるが、支援センターの難病相談支援員が3名で、ピアサポーターが6名とあり、対応が十分に行き届かない面もあるのではないかと懸念している。また、ホームヘルパーの養成研修で年140人養成とのことで需要を賄うことができるのか、状況をお聞かせいただきたい。
- 2 4ページの就労の支援に関連して伺う。行政は、工賃の向上や一般就労への移行支援などにも取り組む一方で、依然として障害者の就労率や所得などについて、構造的にも課題があるものと認識している。障害がある方の就労後の定着とキャリア形成の支援や賃金アップなどについて、県はどのように支援を強化していくのか伺う。
- 3 5ページの手話の普及に関して伺う。本年11月、東京デフリンピックが開催予定であり、また、去る6月25日、手話に関する施策の推進に関する法律が、公布、施行された。このような機会を生かして、手話の普及を強力に推進していくべきと考えるが、県のこれまでの取組を踏まえて、見解をお聞かせいただきたい。
- 4 5ページのヘルプマークの普及に関して伺う。昨年9月27日付けの読売新聞では、県内の一部の市で、ヘルプマークの在庫がなくなっているとの記事が掲載されていたが、現状では、必要とする全ての方に配布することができているのか。

疾病対策課長

- 1 難病の支援について、お答え申し上げます。対象者57,000人に対して、相談支援センターの相談員の数等を勘案して、支援が行き届いているのかについてである。2か所の難病相談支援センターでは、令和6年度は2か所合わせて、4,203件の相談に対応した。これまで、年間5,000人程度の相談を受けている。この相談支援センターと私どもの疾病対策課の方で定期的に連絡会議を行っている。その中で相談が多く、電話が取り切れないであるとか、面接の日程が取れないなど、そのようなことは今のところ把握していない。ただ、今後、対象疾患が毎年増えていく中で、この2か所の相談支援センターの、この人数で十分に相談ができているかどうかについては、今後も把握していきたい。次に、難病のホームヘルパー研修についてである。昨年度は2回開催し、140人養成した。これまで、ホームヘルパー養成研修の受講者については、累計で10,732人の方に受けていただいている。難病患者については57,000人いるが、全てがホームヘルプサービスを利用する方ではないというところがある。例えば、潰瘍性大腸炎の方などは、治療を受けながら就労している方もいたりというところがある。また、この難病ホームヘルプサービスの研修を受けた人しか難病患者のホームヘルプができない、ということではない。この研修は、難病の病気であるとか、そのような症状や特性を理解していただくという趣旨で行っている。そのため、質の高い難病ホームヘルプの提供につなげていきたいというものである。また、今後とも難病患者のホームヘルプを受けている方については、多くの方に受給していただけるように、この研修の周知に努めていきたいと思う。

障害者支援課長

- 2 就労後の定着に関して、福祉的支援について回答申し上げます。福祉的な支援としては、就労定着支援事業所による支援を行っている。就労定着支援については、就労移行支援

事業所等から一般就労に移行した障害のある方について、生活面の課題や、あるいは就労の継続など、そのようなものを図るために、企業あるいは自宅等に訪問して、必要な連絡調整や助言等を行っているものである。県としては、施設長会議を通じて、働く障害者に適切な支援を行っていくよう、引き続き指導していく。

障害者福祉推進課長

- 3 手話の普及について回答させていただく。本県では、手話挨拶を広く県民に周知しているところであり、例えば、おはようであるとかこんにちはなど、基本的な手話ができるようにすることで、県民の手話への関心を高める目的で、現在、手話あいさつ100%運動を実施している。令和6年度においては、基本的な手話を記載したクリアファイルを作成して、県内の中学1年生を対象に70,000部を配布した。また、商業施設において、近隣大学の手話サークルと連携して手話体験会を開催し、小さなお子様から高齢の方まで幅広い世代を対象として、手話に親しんでいただいた。さらに、手話の普及を図るとともに、手話通訳の関心を高める取組として、聴覚障害者団体とともに、手話を学んでいる又は手話に関心ある興味を持っている若者を対象に、ろう者や手話通訳者と手話で交流する機会も設け、開催したところである。
- 4 ヘルプマークの普及についてである。本県では、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が援助を得やすくなるよう、これまでにヘルプマークを約140,000個配布してきたところである。近年、ヘルプマークの認知が進んだことから、令和2年度以降毎年配布個数が増加している状況である。令和6年度は、市町村の在庫状況や希望個数なども勘案しながら6月、10月、2月の3回で約24,000個を新たに作成し、市町村に渡したが、一時的に在庫がなくなってしまう市町村が発生して、不便を掛けたところである。そこで、今年度は30,000個を作成し、5月に市町村に送付したところである。

鈴木委員

- 1 手話の普及に関して、今年度はデフリンピックを契機とした更なる手話の普及が必要と考えるが、いかがか。
- 2 ヘルプマークの普及に関して、インターネットを通じた転売などもあると聞くが、必要な方に、過不足なく行き渡るようにする工夫はしているのか。

障害者福祉推進課長

- 1 手話の普及について、デフリンピックを契機として新たな取組ということだが、まず、今年度は、手話あいさつ100%運動の事業として、県内テーマパークと連携した手話普及イベントの開催を予定している。また、商業施設で手話体験会を開催し、老若男女を問わず多くの県民が手話に触れる機会を作る。デフリンピックを契機に、多くの県民が手話に関心を持ってもらえるよう、様々な機会を捉えて、手話の一層の普及に努めていきたいと考える。
- 2 ヘルプマークの転売等、そのような話もあるが、必要な方に行き渡っているかということだが、ヘルプマーク本体については、実際にフリマサイトなどでの売買を遠慮いただきたいことであるとか、数に限りがあるので、配布は一人一つとしていることを県ホームページで周知している。また、必要な方に適切に配布するため、市町村に対しては、希望者一人につき1個を徹底すること、配布した個数を管理すること、本人や家族に障

害等の状況を確認して渡すなどを市町村に依頼している。さらに、一人一つまでの配布である旨をヘルプマークの普及啓発チラシにも追記するなどして、引き続き、必要な方に適切に行き渡るよう働き掛けていく。

栄委員

- 1 高次脳機能障害について伺う。1ページの「1 障害者数」の(2)の高次脳機能障害者について、こちら、高次脳機能障害者数は約13,000人となっている。これは推計値ということになっている。この実数は把握されていないのか。この点について伺う。
- 2 3ページの「3 障害特性に応じた支援」の「(2) 高次脳機能障害者への支援」について伺う。高次脳機能障害というこの症状を知らずに、診断もされない方が多いというふうに聞いている。見えない障害とも言われているというふうに聞いている。本来、この医療につながるべき人がつながっていないという状況というのは、改善をしていくべきかなというふうに思っているが、今後、保健医療部との連携についてどのように考えているのか伺いたいと思う。
- 3 資料の5ページであるが、福祉バスおおぞら号について伺う。リフト付きバスおおぞら号の運行についてということであるが、先ほども説明があったが、廃止されるような話である。遡ると50年以上にわたって代々車両を受け継ぎながら、運行を続けてきたというふうに確認をしているところであるが、利用状況を聞いていると、利用者が抽選待ちのような状況であったり、利用ニーズというのはあるのではないかなというふうにも感じているところであるが、まずは、今後どのようにしていくのか、方針等々、廃止以外の方向性も含めて、答弁をお願いしたいと思う。

障害者福祉推進課長

- 1 高次脳機能障害者数である。こちらについては、国の推計値から県の人口で算出しており、実数の把握はしていない。
- 2 高次脳機能障害の本来医療につながるべき人がつながっていない現状についてということであるが、こちらについては、やはり本人及び家族に伝わるように、広く県民に対して、高次脳機能障害の理解促進を図っていくことが重要だと考えている。そのため、医療、福祉、教育関係者や県民を対象としたセミナーにおいて、高次脳機能障害について分かりやすく解説し、支援を紹介する小冊子をホームページに掲載したり、配布したりしている。また、高次脳機能障害者やその家族から電話相談を受け付け、地域交流会を開催するなどしている。また、経験者の話を聞いたり、相談したりすることで、症状に応じて医療にかかることを促している。これらの事業を、必要とされる方に利用していただけるよう、保健医療部などを通じて医療機関に周知するなど、関係機関と連携して周知に努め、支援が必要な方を医療につなげていく。
- 3 リフト付きバスおおぞら号についてである。利用者のニーズが高いということは承知しているが、昭和48年からこれまでの間に、社会全体のバリアフリー化が進み、民間企業、民間のバス事業者によるリフト付きバスの導入や、旅行会社でも障害者向けバスツアーなども企画されていることから、運行経費を負担して事業実施することを終了する時期に来ているのではないかと判断したものである。また、運行終了に至った背景として、昨今のバス運転手不足が非常に深刻で、現実的に事業継続が非常に難しい状況にあるということもある。

栄委員

- 1 高次脳機能障害者数の推計値の関係である。今のところ実数は把握していないという答弁であった。よく聞くのが、推計値と実数が大きくかい離しているのではないかなというような指摘もあるところである。市町村によって相談者数に偏りがあるとも言われている。今後、こうした正確な数字を、実態に近い数値を是非把握をしていただきたいなというふうに考えているが、市町村と連携してこの実数の把握に努めていくのか、どのように考えているのか、この点深く伺いたいと思う。
- 2 高次脳機能障害者への支援の関係であるが、こちら、支援拠点機関を置いて、今後支援していく形というふうにも聞いているが、これまでも、春日部厚生病院、また、霞ヶ関南病院については、相談機能を有していたと思うが、相談機能から支援機能に変わっていくというところで、この辺りはどのような違いが出てくるのか、さらに、この支援の強化についてどのようになっていくのか伺いたいと思う。
- 3 おおぞら号の関係であるが、廃止というのは残念であるが、運転手不足というのも大きな理由の一つであるというふうに伺ったが、こうしたものも乗り越えつつ、利用者目線というか、やはり移動、行動の支援というものをきちんとしていただくことが、障害者の方にとっても、やはり生活しやすい環境というものは整っていくので、この辺り、運行継続か何か、代替できるサービスがあるのかどうなのか、こうした支援を充実しておくべきだというふうに考えてるが、この辺り、さらに考えを伺えればと思う。

障害者福祉推進課長

- 1 実数の把握についてであるが、実数の把握が困難な中で、福祉や医療につながっていない方が、今後福祉や医療につながるためにも、市町村における相談のレベルの均一化が重要だと考えている。今後、研修等を通じて市町村職員の理解も深めていく必要があると考える。また、強い精神症状が出ている場合など、本人が治療を拒否しているケースなど、市町村だけでは対応が困難な事例については、必要に応じて、保健所が支援を行っているほか、総合リハビリテーションセンターに設置している高次脳機能障害者支援センターの職員を市町村に派遣している。高次脳機能障害の特性上、全数の把握が難しい面があるが、高次脳機能障害について周知啓発を継続していくとともに、市町村と連携して、高次脳機能障害の可能性のある方やその症状に困っている方、そういった方で、まだ福祉や医療につながっていない人達の把握に努めて、適切な支援につながるよう取り組んでいきたいと考えている。
- 2 支援拠点についてである。令和7年度は総合リハビリテーションとこの2病院に加えて、済生会鴻巣病院を高次脳機能障害の支援拠点としている。支援拠点であるが、高次脳機能障害の可能性のある方が適切な支援につながっていくよう、各地域において高次脳機能障害者支援に関する機関を把握、開拓し、支援ネットワークの構築に取り組んでいく。
- 3 おおぞら号についてである。昨今、社会全体でのバリアフリーが進むなど情勢も変化して、差別解消法も改正され、合理的配慮についても民間に義務付けるなど、法整備もされてきている。県が実施するバス運行は終了するが、今後、旅行会社やバス会社に対して、合理的配慮について周知徹底するとともに、障害のある方が民間バス事業者を活用して、外出や旅行ができるよう取り組んでいきたいと思う。実際、これまでの利用者の方、障害者団体であるとか過去3年で利用された方に通知などを行ったところ、やはり「やめないで」という声もある一方で、「どういったところを使ったらよいのか」など、そのような相談などもあったので、こういったところではリフト付きのバスを持っ

ているとか、障害者の運行実績があるとか、何かそういった形で情報提供は発信をしていきたいと考えている。

栄委員

いろいろと答弁いただいた高次脳機能障害者支援については、まずはこういった障害があるという周知啓発、医者による診断と障害者手帳の取得、当事者のリハビリや就労支援、家族等への相談機能など、医療と福祉、また、県、市町村の連携が非常に重要となってくる。そこで、今後この4者が連携していくために、どのようなことを考えているのか伺う。

障害者福祉推進課長

関係機関との連携についてということであるが、高次脳機能障害の支援拠点である全4機関は、医療機関、福祉関係の事業所、市町村に対して、まず、相談窓口を広報するほか、高次脳機能障害に関する周知啓発を図っていく。また、高次脳機能障害の診断評価に係る医療関係者向けの研修や、高次脳機能障害者の支援者を養成するため、障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした研修などを企画実施する。研修の実施を通じて、関係機関の把握、開拓を行い、四つの支援拠点機関が相談支援を実施する中で、これらの関係機関と連携していく。そして、高次脳機能障害の可能性のある方が適切な支援につながるよう取り組んでいきたいと考えている。

疾病対策課長

高次脳機能障害の医療と福祉、県、市町村との連携について、医療の分野の方でお答えする。保健医療部では、先ほど障害者福祉推進課長の答弁にあった高次脳機能障害支援拠点機関の新たに1か所増えたという、4か所体制になったということで、このことについて、県内の医療機関の方に周知させていただいた。また、先ほど答弁にあった医療機関を対象とした研修会を医療機関へ周知し、受講を促すなど、医療と福祉、県、市町村の連携が進むよう取り組んでいく。

八子委員

- 1 4ページ目の(5)の優先調達のところであるが、県のホームページを見ていると過去の実績が出ているが、どうも頭打ちというか、なかなか大きく数字が伸びていないのかなというふうに見えるが、そういうことを考えると、やはりこれまでとは違ったアプローチをしていかないと実績が増えていかないかと思うが、その点について、どのような考えを持っているのか伺いたいと思う。
- 2 5ページの(1)の先ほど来あった、おおぞら号のところだが、廃止の理由はある説明いただいて、確かにそれも一つの理由かなと思うが、やはり、社会参加の支援という大きな目的を考えたときに、その代わりの手段ということで、例えば、民間のツアーもあると思うが、結局やはり費用がかかると思うわけである。費用も、高額だったりするとなかなか利用したくてもできないのではないかなと思うが、その民間のツアーというのは、ではどれぐらいの額か、というか、高額なのではないのかなということを心配するわけであるが、その点について、もしも把握されているのであれば、教えていただきたいと思う。

障害者支援課長

- 1 優先調達の関係である。埼玉県の実績については、実績の出ている令和5

年度が１億８５３万５千円であり、近年頭打ちの状況である。頭打ちの要因としては、ペーパーレス化に伴い、印刷業務が減少していることの影響が大きく、５年前の平成３０年度の８００万円から、令和５年度の３００万円に、約５００万円近く減少しているという状況である。その一方で、施設の清掃、あるいは白衣や作業着等のクリーニング、こういった業務が増えており、今後も拡大できるのではないかとこのように考えている。これまでの取組としては、庁内の連絡会議において、発注業務の切り出しを、周知したり、あるいは県のホームページに業務カテゴリー別の見出しを設定するなど、各課所が発注しやすい環境づくりに取り組んできた。今後の新たな切り口としては、庁内各課所や市町村に対して、近年発注が増えている好事例の情報提供、あるいは優先調達では１者随契ができるなど、契約手続の簡素化について具体的に示した上で、優先調達の活用を呼び掛けていきたいというふうに考えている。また、併せて事業所に対して、行政側の発注のトレンドを紹介することによって、ニーズに合った生産活動を促していきたいと考えている。

障害者福祉推進課長

- ２ おおぞら号についてである。代替となるこのバスの民間の利用料金であるが、行く場所や距離にもよると思うが、大体１５０，０００円から２５０，０００円ほどとなっている。実際、例えば１５０，０００円の区間であったとしても、リフト付きにする場合だと、リフト付きで更にプラス５０，０００から６０，０００とか、そういう形でかかるということは把握している。

八子委員

おおぞら号について再度伺いたいと思う。今、具体的な金額等々示していただいたが、これまではバス代がかかっていなかったのに対して、１５０，０００なり２００，０００なりというお金がかかってきてしまうので、正にそれが社会参加をしようという動機を後退させてしまう理由になりかねないと思うので、廃止は仕方がないとしても、例えば、民間のそういったツアーを使うのであれば、それについて代わりに少し補助してあげようとか、そういったことを考えていくのも一つの方法ではないかと思うが、いかがか。

障害者福祉推進課長

バスの運転は終了するが、障害者の社会参加については、我々も今後、引き続き取り組んでいかなければいけない課題だと捉えている。そのためにも一旦終了する。それで、利用しやすい環境づくりとして、まずは周知などに努めていくが、その代替に関する予算に関わるものについては、今後改めて検討していく形になる。現時点で用意しているメニューなど、そういったものはない。

塩野委員

- １ 重なるようで恐縮であるが、関連という意味も込めて、おおぞら号について、まず最初に伺いたいというふうに思うが、やはり去年の秋口に障害者団体の代表の方から、年間１２０日利用できていたものが６０日しか利用できない状況になり、「元に戻してほしい」、「１２０日もう１回利用させてもらいたい」、「もう行きたくても行けない状況になっている」ということを強く求められたのを鮮明に覚えており、そういう中で、バスの運転手あるいは委託先が、もう受けきれないという状況があるようであるが、それをいきなりゼロにするというのは、これで良いのかというふうに正直思う。もう少し、

もう決定事項なのかどうか分からないが、違った形で運行というのが継続できないものかということ、真剣に、もう一重検討してもらってもよいのではないかなという思いがある。多分、団体の関係者からはそういう強い要望が、もう既に来ているのではないかなと思うが、それに対して全くゼロ回答で良いのかという感じはする。そういう意味では、廃止の見直しも含めて、もう一重検討すべきだというふうに思うのと、今まで、県の予算を使って、この旅行と社会参加の機会を提供してきたその予算がゼロになるということも、ちょっと考えられないのではないかなというふうに思うので、今、二人の委員からもあったように、その代替措置としてしっかりとした予算付け、少なくとも何か違った形で、最終的にそうするのであれば、きちんと予算の裏付けをもって、きちんとその当事者の皆さんに説明できるようにしないと何の説得力もないのではないかなというふうに思うが、このままで良いとはとても思えない。そういう意味では、もう一重廃止の見直しも含めて、利用者の皆さんが納得できるような代替策を提示してもらいたいと、関係者の方に、ここでということではなく、そういうふうに思うが、もう一重お答えいただきたい。

- 2 発達障害児・者への支援のところで、診療、特に初診の方が多いと思うが、中核発達支援センターが県内3か所で、令和6年度の受診者数が延べ26,443人という、延べなので何回も通っているのだろうと思うが、3か所でこれだけの皆さんの診療ということが本当に可能なのかなという疑問があり、この3か所だけで十分なのかどうか、というふうに思う。また、スムーズに初診を受けられているのかどうか、どれぐらい、予約すると待たなければいけないのかというような、この3か所のセンターの状況について、把握されている範囲で教えていただければありがたいと思う。

障害者福祉推進課長

- 1 おおぞら号についてである。もともと120、130日と運行していたところが、昨年度から60日になって非常に倍率が上がって、この2年間60日で行っているが、非常に倍率が上がっていることは承知している。そのような中、やはりニーズが高いということは承知しているし、また、今回の運行終了について通知をしたところ、実際の利用者、それから障害者団体の方から意見を頂いたり、「もっと詳しく説明してほしい」とか、「意見交換させてほしい」とか、そういう要望も頂いている。我々も、今後それに代わることを何かしていくにしても、やはり実際の利用者である障害者団体の方の意見等を踏まえて、そのニーズを踏まえてやっていきたいということもあるので、まずは意見交換できる場を設けて、まず、運行終了については丁寧に説明していきたい。皆さんが思っているニーズ、そういったところについてもよく聴いて、今後何ができるか、そういったところも含めて考えていきたいと思っている。
- 2 中核発達支援センターである。3か所で回せているのか、ということであるが、例えば、初診待機期間であるが、令和3年度においては一番初診待機が長かったが、このときが5.1か月、現在は3.5か月となっている。ただ、これもまだ、短くはなっていないとはいえ、待っていただいているという状況は変わらないので、我々としては、身近な医療機関で、気軽に発達障害に関する相談や診断を受けられるように、小児科、精神科の医師を対象とした研修会を実施するとか、発達障害の診療が可能な医療機関として現在201機関、こちらを県のホームページで公表している。こういったことも踏まえて、利用集中なども軽減して待機期間の縮小なども取り組んでいきたいと考えている。

委員長

ただ今の答弁についてであるが、福祉バスの予算付けについての質疑に対する答弁がなかったので、執行部の答弁を求める。

障害者福祉推進課長

現在の既存の予算の枠で、それをそのままゼロにするのはどうなのか、という意見を頂いた。そこについても、障害者団体に意見なども聞きながら、そのまま、ただ単に終了になるのかどうかというところも踏まえて、予算について今後の部分、これをやるとは言えないが、そのところはしっかり無駄がないように取り組んでいきたいと考えているので、そこについては、そのまま単純にゼロというわけではなく、何かできるか、そこも含めて検討してきたいと考えている。

塩野委員

- 1 おおぞら号について、もう一重伺うが、もう廃止の見直しということは検討できないのかということ、端的に伺いたいと思う。当然ながら、まずは利用されている皆さんの声をしっかり聴いていただき、どうすべきなのかということをもう一重、県として検討してもらいたいと思う。その上で、見直しの廃止ということも含めて検討すべきではないかと私は思うので、その辺について、もう一度そういったことが検討できるのかどうか、答弁いただきたいと思う。
- 2 中核発達支援センターであるが、5か月から3か月半に短くはなっているとはいえ、初診の待ちが余りにも長いなという印象を受ける。これ以上短くすることが可能なのかどうかということをもう一度伺いたいのと、あと200幾つかの身近なところという医療機関が、というふうにあったが、私の理解だと、発達障害は、最初のやはり診断が大事で、それをいかに専門的な医師に診療してもらおうかということが極めて大事だというふうに思っており、でも、その本当の意味で発達障害について専門としている児童精神科医等がいる医療機関というのは極めて少なく、それは小児科の先生に研修を受けていただくことにより、入口にはなるかもしれないが、本当の意味で専門的な診療ができるのか、診察ができるのかというと、それは少し、私は違うなという認識を持っているが、だからこそ専門的なところに人が集まってくるわけで、その辺の認識の違いをここで言っても仕方がないので、3か月半という待ち時間を更に短くすることができるのか、あるいはそういう手立てを講じているのかだけ、再度お答えいただければと思う。

障害者福祉推進課長

- 1 バスについてである。もともと今60日に短くしている状況についても、やはり理由としては、バス会社の運転手不足、これが非常に重く、確保が困難であったということがあり、非常に継続が困難。それで、実際問題、今受けているところも、来年度以降の受託ができないという形で、実際断られてしまっている状況である。他の事業者にも相談し、またバス協会等にも相談したが、なかなか、ある程度一定の期間でまとめて契約するというのが難しく、単発等であればという話もあったが、やはりまとめてという形での受託ができないということで、非常に高齢化も進んでいて、退職者も多いなどそういう状況もあり、そういった中で、我々としては運行終了という方針を決定した。
- 2 発達センターのこの3、5か月の待機期間を短くできないかということであるが、実際、今3か所に来ている方たちの中にも、本当にこの3か所でなければいけないのかとか、そういったところも含めて、よく精査して、逆にここでもなくともというところであれば、その辺をうまくPRとか、広報するなどして、その辺で少し負担軽減などを図り

ながら、少しでも待機期間が短くなるよう取り組んでいきたいと考えている。

細川委員

- 1 2ページの(6)にある虐待防止・権利擁護のところの一番下に表があり、資料では令和3年度から5年度にかけての虐待通報件数が681件から1,075件と増加している一方で、虐待認定件数は大体174件から横ばいの150件前後ということで推移をしている。通報が増えたこと自体は社会的関心であるとか、あるいはここにも書いてある#7171などのこの通報体制の周知が進んだ成果とも評価できるが、通報とこの虐待認定の件数が少し開きが大きいかなというふうに感じている。そこで伺います。この通報された事案が、虐待と認定されるか否かの判断について、どのような基準やプロセスで行われてるのか、お聞かせいただきたい。
- 2 障害をお持ちの方は自分で自分の気持ちであるとか、あるいは意見を思うように相手に伝えることは困難な方もいるかと推察される。そこで、虐待の調査方法であるとか、あるいは証拠の判断、第三者的な視点の有無など、どのような体制で公平性であるとか、あるいは客観性を担保されているのか伺います。
- 3 4ページの(4)の企業への支援のところで、法定雇用率について伺う。障害者の就労促進は、いわゆる共生社会の実現を目指す上で不可欠なことだと思うし、また、企業の理解と協力なしには前進することができないかと思う。頂いた資料には、法定雇用率未達成企業への働き掛けと記載されているが、この具体的な状況について伺います。
- 4 県内における民間企業全体のうちで、この法定雇用率未達成企業の件数とその割合について、数値をお聞かせいただきたい。また、この未達成の企業の規模であるとか、あるいは業種に傾向があれば、併せて説明をお願いします。

障害者支援課長

- 1 障害者虐待の関係である。障害者虐待の基準やプロセスについてのお尋ねかと思う。障害者虐待に当たっては、養護者や障害者施設における虐待の窓口となる市町村の方では、国の対応の手引き、障害者虐待防止と対応の手引きというものがあり、これに基づいて、訪問調査などにより事実確認を行い、虐待の基準、これは身体的とか性的とか、そういったところに該当するか否かの確認を行っているところである。
- 2 相手に伝えるのが困難な障害のある方もいるので、そういった点はどういうふうに確認するかといった話もあったが、いわゆる障害者本人の状況、例えば、体にあざがあるであるとか、あるいは通帳から予定もなく引き落とされているとか、そういった状況的な判断を行う場合や、あるいは監視カメラ等が設置されている場合には、そのカメラの記録であるとか、あるいは関係者からの面談等により事実の確認をしているところである。それから、公平性、客観性という話もあった。各市町村で調査を行うに当たって、なかなか小さいところでは虐待の件数が少なく、ノウハウが蓄積の少ない市町村もある。そうした中で、県の方では、そういった市町村からの相談に応じて助言をしたり、あるいは各市町村からの結果が県の方に上がってくるので、そういった内容を、県の方で確認をさせていただくということで、公平性であるとか客観性が担保されているといったところである。

就業支援課副課長

- 3 法定雇用率未達成企業への働き掛けの具体的な状況について答える。県では、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、障害者に適した業務の切り出しや、職場実習のコ

ーディネートなどの具体的な雇用提案や、障害者に配慮した勤務条件など、雇用管理のアドバイスを行って、雇用開拓から企業支援、職場定着までの一体的な支援を行っているところである。また、法定雇用率未達成企業への働き掛けを強化するために、専任のアドバイザーを昨年度に2名、今年度に1名増員して、センターの体制を充実させたところである。さらに、ハローワークや地域の障害者就労支援機関とともに短期雇用体験やジョブコーチ支援など、効果的なマッチング支援を実施している。今後ともサポートセンターにおいて雇用促進とともに、関係機関と緊密に連携して、未達成企業への働き掛けを強化していく。

- 4 未達成企業の件数とその割合についてである。最新値の令和6年度の集計結果では、法定雇用率未達成企業は2,209件、その割合は54.5%である。続いて、企業規模や業種による傾向についてである。企業別規模の内訳であるが、未達成企業の2,209件のうち、40人以上100人未満の企業が1,338社で約6割、100人以上300人未満の企業が645社の3割である。比較的規模の小さい企業が約9割を占めている状況である。最後に、業種別の未達成企業の割合であるが、不動産業、物品賃貸業が76.2%、教育学習支援業が70.8%、複合サービス事業は68.2%の順で高い状況である。

細川委員

- 1 虐待の件数についてであるが、虐待と認定されなかった場合、微妙なラインなどもあると思うが、そういった場合でも、通報者にとっては結構重大な懸念であるとか不安を感じるケースもあると考えられる。認定外となったケースについて、通報者や、例えば、対象者のフォローアップ体制など、どのような整備をされているのか、また、通報者に対する丁寧な説明であるとか、その相談体制とか、そういったケアはされているのかどうか、お聞かせいただきたい。
- 2 法定雇用の方にも再質問させていただく。2,209件ということで、未達成が約5割以上もあるということである。やはり、小規模なところが大きいということ、なかなか、障害者の雇用に対して、例えば、業務の切り出しが難しいであるとか、あるいは職場環境の整備が不十分であるとか、様々な要因が考えられる。先ほど対応等されているが、やはり半分以上が未達成ということで、やはりまだまだ努力が必要かと思うのであるが、今後こういった未達成をもっと削減するためには、どのような対策をとられるのか、併せてお聞かせいただきたい。

障害者支援課長

- 1 認定されなかった場合のフォローアップ等についてである。虐待が認定外となったケースにおいても、例えば、訪問調査を行った場合に、必要なサービスにつながっておらず孤立してしまっているといったケースもあるかと思う。こういったケースには、障害者本人あるいは家族の方が必要な支援につながるように、市町村が、地域の相談支援や障害福祉サービスの事業所、あるいは医療関係等によるケース会議等を開催して、必要な支援につなげていくという形をとっている。また、通報者に対して、通報者が虐待だということで通報されても、虐待と認定されないケースもある。そういったときには、通報者からの求めに応じて、丁寧な説明等を行っているところである。

就業支援課副課長

- 2 法定雇用率達成できていない主な要因として、障害者雇用総合サポートセンターで企

業訪問の際に聞き取ったものとしては、やはり、業務の切り出しができないとか、専門性が高い、過酷な環境であることとか、障害者雇用の経験がなくイメージができないということが挙げられている。こういうものが主な要因というふうに我々は考えている。センターの方で、企業訪問の際に業務の切り出しを行うに当たっても、企業の個別事情を考慮して、業務の細分化など具体的な雇用提案を行うとともに、障害者の特性に応じた勤務条件や職場環境、適切な業務量などの雇用管理のアドバイスをしっかりと行っていきたいと考えている。また、これまで企業訪問で培った好事例を企業に提示したり、企業見学会を行うなど、障害者雇用のイメージが湧くような支援も併せて行いたいというふうに考えている。引き続き、企業が抱える個別の課題を丁寧に聴き取り、企業のニーズに即して雇用促進に努めていきたいと考えている。

小川委員

- 1 1 ページの日中活動の支援、生活介護事業所及び2 ページの障害者入所施設の整備に関連してお伺いする。例えば、特別支援学校卒業後の進路先として、生活介護事業所など進路先が見付からずに、途方に暮れて心配で不安の中で生活をしている方々の声を聞くことがある。こうした重度の障害者に対する生活介護事業所及び入所施設について、必要としている人は県内に何人程度いて、その中で、施設等を利用できない、利用できていない状況にある人はどの程度いると把握されているのか、説明いただきたいと思う。
- 2 3 ページの医療的ケア児への支援について伺う。県の支援センターにおいては、当事者や家族、また、関係者の皆さんとともに様々な交流会やイベントの開催などをされているということを承知している。大変重要な取組と思っている。是非引き続き、こういった取組を行っていただきたいと思うが、先週25日にも当事者と支援者交流会が開催されており、オープン参加ということであったので、私も前半90分ぐらいWEB参加させていただいた。その中では様々な意見が出されていたように思うが、主な意見の内容について教えていただきたいと思う。そして、その中でもやはり学校のことについての意見や悩みごとが多かったように思うが、この学校のことについては、県センターと教育委員会との連携はどのように行われているのか。

障害者支援課長

- 1 まず、生活介護と入所施設を必要としている人が何人で、利用できてない人が何人かという質問である。まず、生活介護については、利用を希望しているが利用できてない方の人数については、現在県の方では把握はしていない。実際の事業所の利用状況を見ると、令和7年2月現在で利用率が約84%というふうになっている。一方、障害者入所施設については、1,434人の入所希望者が現在いて、このうち障害の重さであるとか、あるいは特性によってグループホームでは対応が難しいと考えられる方が148人、自宅で入所待ちをされているといった状況である。
- 2 医療的ケアについてである。6月の25日の交流会であるが、私も参加をさせていただいた。この中で、主な意見ということであるが、まず、家族の方から出産、就学、卒業など、ライフイベントごとに生じる医ケア児支援の課題等について発表いただいた。そのあと、チャット機能を活用した参加者からの意見等も頂いた。この中で、当日出た主な意見としては、出生後初めて自宅に移行する際に、丁寧な退院支援が必要となるということ、それから、就園や就学については早めに相談を始めると良いということ、それから、福祉医療だけで支援するのではなく、地域全体での支援が大切であるといったような意見があった。学校との連携についての質問をいただいた。就園・就学に関して

は、市町村によっては、障害、保育、教育などの関係課が連携をして、早めに情報共有をすることによって、スムーズに受入れをしているような取組が現在ある。それから、医療的ケア児の保護者向けに就学相談会を開催している取組も県内である。こういった好事例があることから、市町村向けの研修や、あるいは支援向けの研修において、こうした事例を皆さんで共有して、横展開することによって広げていきたいというふうに考えている。

小川委員

生活介護事業所を必要としている方については、県では実態把握をされていないという答弁であったが、一般に考えて、恐らく市町村別に必要としているが利用できていない方を把握していれば、それを積み上げれば、県の状況は簡単に計算できるわけであるが、それを把握していないということは、恐らく市町村でも把握していないのかもしれない。実際に、私が直接聞いた話でも、やはり生活介護事業所が見付からず、途方に暮れている家族から市町村の担当者に、今どれだけの方が利用したいけれど利用できないのかと聞いたところ、把握していないという回答が返ってきたそうである。そうすると、これだけ充実させるとか、整備していくとかと言ったとしても、どれだけのニーズがあるか分からないのに整備の仕様がなと思うが、この辺り、恐らく市町村ごとに把握できているのかできてないのかよく分からないが、把握しているのであれば、そこを積み上げて県としてその実態を把握すべきではないかと思うが、もう一度見解をお聞かせいただきたい。

障害者支援課長

市町村ごとの利用ニーズの把握であるが、県の方の障害者支援計画の方に各市町村の生活介護の利用見込量というものを、3年間の見込量をそれぞれ出していただいている。そういった形で、見込量自体は市町村でも把握はしているが、ただ、実際の生活介護の事業所において、例えば、障害の特性によって、特性に合った事業所があるが、こちらの事業所は満員で、別の事業所は空いているが特性上使えないとか、そういったような事例もある。であるから、県としては、その生活介護事業所そのものを増やしていくということが必要ではないかなというふうに考えている。そのため、県の対応としては、事業者、いわゆる社会福祉法人等事業者に対して、機会を捉えて、例えば、関係団体との話し合い等の中で生活介護の今後の必要性について、話をさせていただいたり、あるいは市町村に対しても、専門のアドバイザー派遣等により、その地域の支援体制の構築等を進めていただくように助言等をしていきたいと考えている。

小川委員

見込みの数字で結構なので、どれだけの見込みがあって、今、実数はどれだけののかと、その差はどのくらいあるのか教えていただきたい。

障害者支援課長

市町村のサービスの見込み量、障害者支援計画のサービスの見込み量であるが、生活介護については13,619人の見込みというふうになっている。それで、実際の利用者数だが、これは令和6年度の数字であるが、13,757人ということである。

小久保委員

1 4 ページにある就労支援のうち工賃の向上について伺う。今回の資料においては、令

和5年度の平均工賃月額で20,287円ということで示されたものである。これを、いわゆる令和5年度策定の埼玉県工賃向上計画に基づき、いわゆるB型事業所等での工賃水準として、令和4年度の月額工賃実績として15,024円に対して、令和8年度目標20,000円を設定し、それを根拠とするものというふうに思っている。そこで、まず伺うが、説明にもあったが、令和5年度から全国統一の計算方法が導入されたとのことであるが、それに伴う県工賃目標値の見直しについて、県としてどう考えているのか。

- 2 令和5年度の事業所別の月額の平均工賃を見ると、実は県内全体で589事業所が対象となっている。その中で、今回のように平均値として20,287円、一方、中央値でいうと16,605円となっている。そしてもう一つ、個別事業所で見えていくと、月額の最高で83,497円、一方、月額の最低で1,000円という事業所もあった。この差が83倍という差であった。ちなみに月額1,000円台の事業者が2か所、2,000円台が2か所、3,000円台が3か所あった。この県の工賃目標、令和8年度月額20,000円というのは平均値であり、申し上げた中央値であるとか最低値については言及していない。したがって、月額1,000円といったように、極端に工賃の低い事業所というものが放置される懸念もあろうかと思っている。私は、この月額1,000円というこの最低値が現在ある以上、この目標値を平均値に設定すること自体に疑問を感じる。この点、平均値を目標に置くことの妥当性について伺う。

障害者支援課長

- 1 まず、工賃の目標月額の見直しについてどう考えているのかといった質問かと思う。工賃の月額20,000円の目標については、現在の第7期の障害者支援計画に定められているところである。国の算定方式は変更にはなったが、ただ、その目標の旧の算定方式で計算した場合に、もともとの20,000円という目標にはまだ到達していないといったところがあるので、今現在、20,000円という形の目標数値自体は変更はしていないといった状況である。今後、この目標数値についてどう考えていくのかといったところかと思うが、その点については、平成9年度から平成11年度の3年間を計画期間とする第8期障害者支援計画の策定において、障害のある方や、あるいは関係団体等からの意見もいただきながら、新たな目標値の設定について検討していきたいというふうに考えている。
- 2 工賃が20,287円であったり、あるいは中央値が16,000円、あるいは安いところだと1,000円といったようなところもあるといった中で、その平均工賃の妥当性についてどう考えるのかといった質問かと思う。工賃の平均月額については、いわゆる工賃として支払われた総額を就労のB型事業所で実際に働いた人数で割り返して出しているところである。であるので、総額の計算とあるいは個々の計算で数字が異なってくるというところもある。それから、いわゆる月額が一番高いところが実は150,000近く、140,000円台が一番であり、一番低い事業所は1,000円といった現状がある。これについては、事業所ごとに、いわゆる工賃の向上を特に頑張っていきたいといったような事業所と、それから、例えば、同じ事業所での仲間との関わりであるとか、あるいはその事業所の中で安心した時間を過ごすとか、そういった目的で通っている人たちを大事にしたいと思っているような事業所もいる中で、県としては、平均工賃といったところに一つ物差しを置いて、それに目標を設定していくという形で行っているといったところである。

委員長

先ほどの答弁の中で、平成9年から11年の8期障害者支援計画とあったが、令和か。

障害者支援課長

令和9年度から11年度までの3年間である。訂正させていただく。

小久保委員

今の答弁だと、あくまでも国から示されているこの目標値としてのこの平均値というものを置いているという話であるが、では、今後埼玉県として、そこに中央値や最低値というものも今後考慮すべきというふうに考えているのか、この目標設定の在り方について伺いたいということと、もう1点、このB型事業所に対する県の役割は二つあると思っている。それが、正に一般就労の移行への支援、そしてもう一つが、それが困難な方に対しての就労機会の提供と、この工賃の向上だというふうに思っている。一方で、このB型事業所というのは、いわゆる非契約型の体系であるので、福祉施策としてもっと現状把握、そして目標設定というものを行うべきだというふうに考えているが、併せて部長に伺いたいと思う。

福祉部長

まず、工賃の考え方であるが、私もよく障害者団体や施設の方と話をするが、やはり難しい。なぜかというと、やはり先ほどの課長の答弁にあったとおり、その利用者の方々の意向であるとか、例えばできる時間であるとかもかなり変わってくる。例えば、障害があって週5日は無理であるとか、そういった方に対しても何でもかんでも一まとめにしてしまって平均だというのはどうなのか、という議論がある。理念的になってしまうが、望ましいのは、やはり、その方の持っている能力が十分に発揮されているかどうかということ、そして、その発揮された能力に応じた適切な工賃が払われているかどうかというのが問題だと思う。本当のことを言ってしまうと、個別に、その方にとってふさわしい働く環境が整っていて、ふさわしい賃金なのかどうか望ましく、平均というのは本当はずれるのかなという気はする。ただ、そうはいっても、なかなかほかに代わる指標が難しいことと、一般的に多くの就労支援事業所においては、かなり低廉な工賃も多いので、そうすると県としても何らかの目標は欲しいと考えている。そうすると、考えられるのは平均工賃なのかなと。平均工賃が上がっていけば、全般的に上がってくるので、平均工賃を今までは定めていた。これまで20,000円というのは、なぜ20,000円かというと、必要なお金を逆算している。障害年金が幾ら大体もらえる、それにグループホームの補助金があり、工賃が幾らあると大体1か月当たりの生活費が賄えるだろうと、平均的な生活ぶりを考えると、20,000円ぐらいの工賃があれば生活ができるだろうということで目標を設定してきた。そういう考え方で行ってきたが、今後の目標に関しては、今すぐにどうこうというのはなかなか難しいが、そうは言っても、平均工賃というのは大きな指標になるのかなという気がする。ただ、一方で、最低の工賃とか、そういったところも見ていく必要があるのかなと考えるが、まとめると、いずれにしても、こういった問題に関しては、今後、令和9年からの次期計画に向けて、障害者団体や障害者施設の方々としっかりと意見交換しながら考えていきたいと思う。

中川委員

1 1ページ目右下の放課後デイサービス、2ページ目左側のグループホームについて、

主に都道府県から見た国との折衝の在り方をお尋ねする。まず、放課後デイサービス一人頭の税金、トータルの投入額は幾らか。というのは、学童保育とのバランスが悪過ぎると思っている。先ほども、おおぞら号の関係の指摘があったが、県単独でできていくことが今後ますます厳しくなっていくことを考えると、国が定めた制度であっても、障害の軽い子の送迎が、今の現状の実態からすると、果たして必要なのかというふうな部分を、事務を担っているのは市町村なので、市町村をカバーできるように、政策の優先順位を都道府県として考えていく、今年度はいかがか。

- 2 その上でグループホームの財源であるが、国に要望していくということだけではなく、先ほど申し上げた政策の優先順位から、この潜在的ニーズは今後グループホームの整備は確保されていくめどはあるのか。

障害者支援課長

- 1 まず、放課後デイサービスの一人当たりの報酬金額であるが、一月当たりで約160,000円となっている。それから、いわゆる軽い障害児の方の送迎等が必要なのかといったような中で、県として政策的にどう考えるのかといったような質問と受け止めさせていただいた。県としては、この放課後等デイサービス、あるいは送迎も含めて、放課後等デイサービスのいわゆる事業そのものが、やはり法令等に基づいた国の制度で成り立っている。あと、放課後等デイサービスを利用いただく場合には、市町村によって支給決定の手続が行われているといったこともあり、あと、その放課後等デイサービスそのものが、いわゆる子どもたちとの交流であるとか、あるいは療育の場というか、そういったことで必要な場所であるという考えもあるので、今後とも必要なサービスではないかというふうに考えている。また、今後の財源等も、今後も増えていくといった見込みはあるわけであるが、法令の定めもあり、必要性もあるというふうに考えているので、予算の関係なので確約はできないが、今後とも予算の措置が必要ではないかというふうに思っている。
- 2 グループホームについても話が合ったかと思う。グループホームの一人当たり一月の報酬の金額は約160,000円となっている。また、制度等については、放課後等デイサービスと同じ制度あるいは同じ手続で利用いただいているといったところであり、今後の予算についても増加が見込まれるが、また、予算については確約等はできないが、今後も必要な予算の確保が必要なのでないかというふうに考えているところである。

中川委員

単純に、そうすると都道府県の役割とは何か。国の制度があるから、国の言いなりで市町村にやっていただいているという域を出ていない答弁であったが、先ほど尋ねた学童保育とのバランスが悪過ぎないか。先ほどの答弁で一月160,000円である。そうすると、年間一人頭190万円余り。障害が端から見て、ほぼ全くないのではないかと思う子でさえ送迎する。そのバランスで、県庁として今後検証はしないのか。

障害者支援課長

都道府県の役割についてである。都道府県の役割としては、その事業所の指定に当たって人員基準、設備基準等がその基準を満たしているかどうかの確認を行って、指定の手続を行うということと、あと、指定された事業所について、適切な運営がされているかどうか、そこを指導していくといった役割があると考えている。また、学童保育とのバランスが悪くないかという指摘であるが、先ほど申し上げたように、この放課後等デイサービス

に関しては、国の法令に基づく制度というところであり、これにのっとって県としては行っていく。必要なサービスと思っているので、その点について、必要な予算措置等を行っていきたいというふうに考えている。

浅井委員

4 ページの「4 就労支援」である。「(2) 特別支援学校における職業教育」という中で、希望する生徒の就職が93.4%、かなり高いなと思い、良いなと思った。そこで伺いたい、希望する生徒は、どういう職種、業種を希望しているのか。逆に、余り希望しない職種、業種はどのようなものなのか尋ねる。なぜかという、企業への就職というのが大事であって、企業から、どういう特性を持っている生徒が必要とされているのかという、それに絡むので、それぞれ答弁をお願いします。

特別支援教育課主席指導主事

まず、就職した生徒たちが、どのような希望の就職先があるのかといったことであるが、就職先となる企業の業種は多岐にわたっているが、主な業種としては、運搬、清掃、これが最も多く、その次に事務、そのあとサービス業、販売というふうになっている。企業側からはどのような生徒が、ということであるが、企業側からは丁寧な接客態度であるとか、迅速でミスのない事務処理能力、また、ほかの職員と円滑に協働できる人間性であるとか、また勤勉性、休まずに仕事に来てくれるかといったこと、また、挨拶や返事ができるなどの人材を求めている声を聞いているところである。

浅井委員

かなり見えてきた。そういうことであれば、更なる双方の希望をマッチングさせることが、これからの大事な仕事につながるのかなと思って聞いていたが、それに向けてどのような考え、また、計画があるのか尋ねる。

特別支援教育課主席指導主事

これまで、就労支援のアドバイザーの配置事業であるとか、ハローワークと連携をした就職を希望する方に対する面談等実施に取り組んでいるところである。引き続き、こういった取組を進めていき、マッチングについてしっかり取り組んでいきたいと思う。